

第 5 回 苫小牧市国民健康保険運営協議会 (令和 8 年 8 月開催)

議 案

日 時 令和 8 年 8 月 5 日 (水) 午後 6 時

会 場 市役所 5 階 第 2 応接室



会 議 次 第

1 開 会

2 諮 問

3 市長挨拶

4 報告事項

第 1 号 国民健康保険運営協議会委員の委嘱

第 2 号 第18回定例市議会以降の結果

第 3 号 令和 7 年度国民健康保険事業会計決算

5 協議事項

市長からの諮問事項

第 1 号 国民健康保険 課税限度額の引き上げ

第 2 号 国民健康保険 保険税率の見直し

6 その他

報告 第1号 国民健康保険運営協議会委員の委嘱

公益を代表する委員である、「高橋 明利」委員の
退任に伴い、下記の方に国民健康保険運営協議会委員を
委嘱しました。

記

堀抜 信吾 委員

(苫小牧商工会議所 経営支援部長)

任期：令和8年4月1日～令和9年12月31日

報告 第2号 第18回定例会以降の結果①

1 第18回定例会（令和8年2月18日～3月16日）

（1）令和7年度国民健康保険事業特別会計第2回補正予算

補正内容：決算見込による整理補正

→ 全会一致により原案可決

（2）令和8年度国民健康保険事業特別会計予算案及び 苦小牧市税条例の一部改正（子ども子育て支援金の新設）

主な答弁内容は、5～7P

→ 全会一致により原案可決

2 第19回定例会（令和8年6月11日～6月19日）

（1）苦小牧市税条例の一部改正（法定軽減の拡充）

→ 全会一致により原案可決

令和8年度予算委員会の主な答弁内容

重症化予防事業 関連

【事業内容】

重症化予防事業では、糖尿病性腎症の重症化を抑制することで、加入者の健康保持増進と国保の医療費抑制を目的とし、医療機関の未受診者および治療中断者に対する医療機関への受診勧奨と、治療中の方への保健指導を実施

【今後の取組】

令和8年度については、引き続きこれまでの受診勧奨を進めながら、新たに医療機関に対し、対象者への保健指導の可否を照会し、同意を得られた対象者を保健指導につなげることで実施者数の増を図っていききたい

補 足



- 本市は、腎不全に伴う死亡率が、全国・全道平均と比べ高い状況
- 糖尿病が重症化し、人工透析が必要となった場合、本人については、時間の拘束や食事制限などの生活への影響が生じるほか、保険者については、透析患者1人あたり年間約500万円の公費負担が発生する



報告 第2号 第18回定例市議会以降の結果③

令和8年度予算委員会の主な答弁内容

子ども子育て支援金 関連

【周知広報】

子ども・子育て支援金制度は、全ての健康保険加入者が対象となる制度であることから、被保険者の皆様に理解を深めていただけるよう、様々な媒体を活用しながら、丁寧な周知に努める

【負担増に対しての対応】

市では、現状、低所得者への負担軽減策の拡充などについて、国への重点要望や北海道市長会などを通じて実施しており、子ども・子育て支援金の導入に伴う負担増に対しても、今後、様々な機会を通じて、「財政支援のさらなる強化」を行うよう、要望していきたい。



補 足



- 制度周知については、HPおよび広報とまこまいのほか、6月中旬に発送した当初納付書にパンフレットを同封、国保だよりにおいてもトピックスとして紙面の一面に掲載するなど制度の理解促進に努めた
- 運営協議会からの答申、予算委員会での質疑を踏まえ、「国・道及び関係機関に対する重点要望事項」及び「北海道市長会要請事項」において、社会保障制度の負担軽減に向けた財政支援のさらなる強化と、国の責任において情報発信を行うことなどを要望事項に追加した



報告 第2号 第18回定例市議会以降の結果④

令和8年度予算委員会の主な答弁内容

特定健診 関連

【受診者へのインセンティブ】

特定健診受診者へのインセンティブについては、従前のとまチョップポイント終了に伴い、令和8年度から抽選でカタログギフトを贈呈する健康ギフトプレゼントキャンペーンを実施

【受診率向上への課題】

令和4～6年度の3年度連続で未受診者の割合が6割となっており、固定化した未受診者の行動変容を起こすことが健診受診率向上の課題

【導入の効果・目的】

インセンティブ導入を通じて、健診受診率の向上と加入者の健康増進に加え、保険者努力支援交付金等の財源の獲得を図っていききたい



補 足



- インセンティブについては、アンケートに回答して応募する形式を導入し、インセンティブの効果等を分析し、次年度以降の改善を図る
- キャンペーンについては、令和8年10月末までに健診を受診した方を対象とし、健診受診の早期化を図ることで、その先の特定保健指導の着手を早める効果も期待できる

令和8年度 苫小牧市国民健康保険事業 健康づくりポイントたまチョップ

30歳から74歳の苫小牧市国民健康保険に加入の皆様へ

一からだのための健康習慣
健診を受けてギフトをもらおう!

対象の健診を受けてアンケートにご協力いただいた方の中から、抽選で450名に《健康づくりを応援するカタログギフト》をお届けします。 ※ 健診の受診時と一緒に力添えする案内するから健康アンケートもご協力いただけます。アンケートの回答が選ばれる方には、抽選で豪華賞品もご用意しております。

カタログもチェックして、モチベーションアップ!!

対象となる健診

令和8年4月1日(水)～10月31日(土)までに受診する下記のいずれか

- 苫小牧市国民健康保険が実施する
- 特定健診(タダと健診) プレ特定健診 GOGO健診
- 国民健康保険の助成金が実施する健康診断
- 事業主健診 ※ 事業主健診は、アンケートへの回答のほかに、健診結果などの提出が必要です。

応募期間

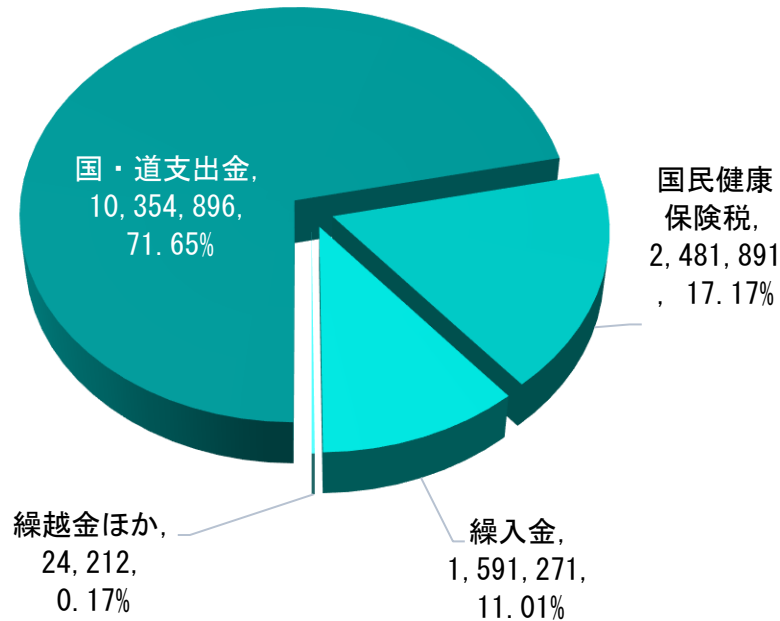
令和8年12月9日(水) 必着

詳しくは、1階 ほけん・年金の窓口
保険年金課 Tel (32) 6425

QRコード

報告 第3号 令和7年度国民健康保険事業会計決算①

歳入 14,452,270千円



歳入内訳

(千円)

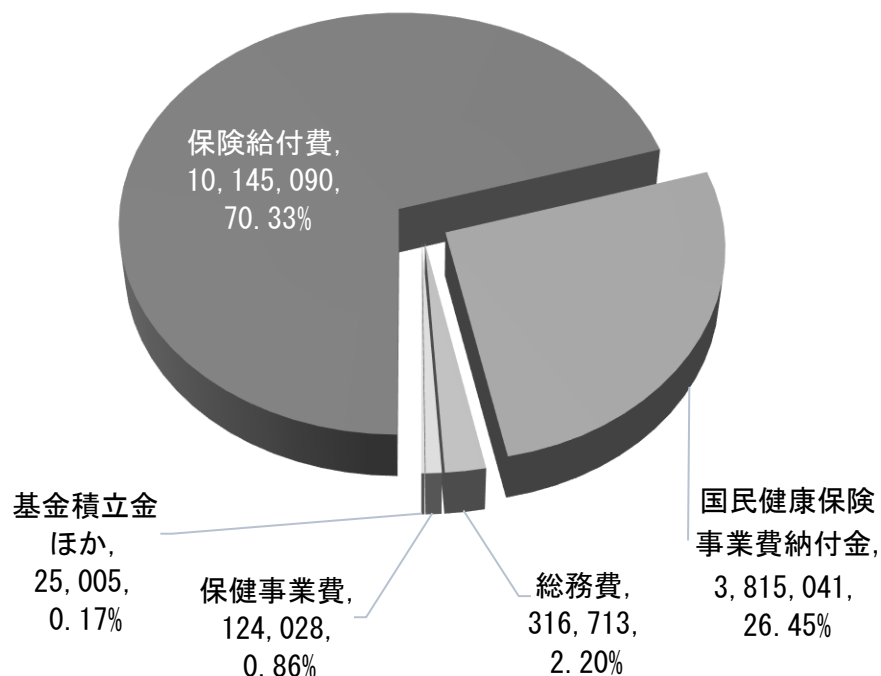
	R6決算額	R7決算額	差引増減
1 国民健康保険税	2,458,712	2,481,891	23,179
2 使用料及び手数料	35	30	△ 5
3 道支出金	10,793,393	10,342,510	△ 450,883
4 財産収入	706	2,508	1,802
5 繰入金 (うち収支不足補填分)	1,663,292 (43,000)	1,591,271 (0)	△ 72,021 (△ 43,000)
6 諸収入	13,559	15,857	2,298
7 繰越金	5,366	5,816	450
8 国庫支出金	9,942	12,387	2,445
合 計	14,945,005	14,452,270	△ 492,735

Point!

- 保険税収入については、現年度分の収納率が94.55%、前年度比で0.04ポイント増となっており、前年度比約2,300万円の増となった
- 予算では、赤字補てんによる基金繰入額を計上していたが、保険税収入の上振れのほか、保健事業費の執行残に伴い、赤字補てんの基金繰入は行わずに済んだ

報告 第3号 令和7年度国民健康保険事業会計決算②

歳出 14,425,877千円



歳出内訳

(千円)

	R6決算額	R7決算額	差引増減
1 総務費	299,377	316,713	17,336
2 保険給付費	10,567,339	10,145,090	△ 422,249
3 国民健康保険事業費納付金	3,925,148	3,815,041	△ 110,107
4 保健事業費	117,526	124,028	6,502
5 基金積立金	6,072	8,324	2,252
6 公債費	6	132	126
7 諸支出金	23,721	16,549	△ 7,172
8 予備費	0	0	0
合 計	14,939,189	14,425,877	△ 513,312

Point!

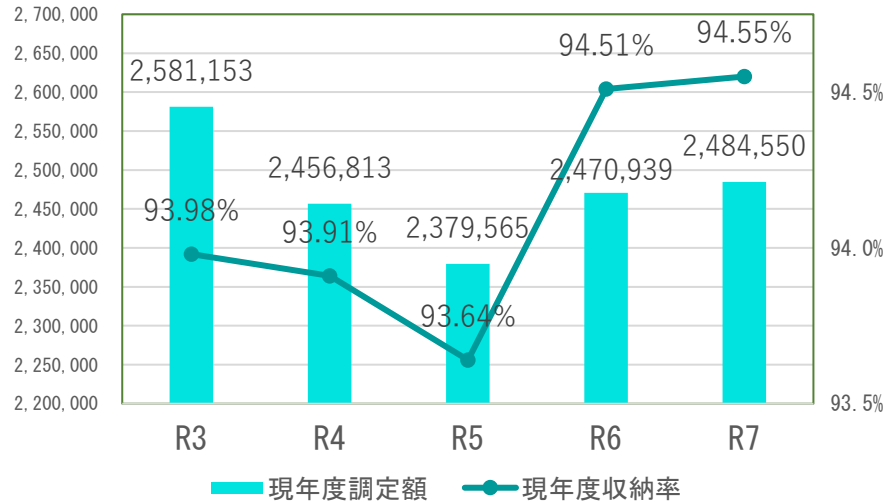


歳入歳出差引 26,393千円 は翌年度へ繰越

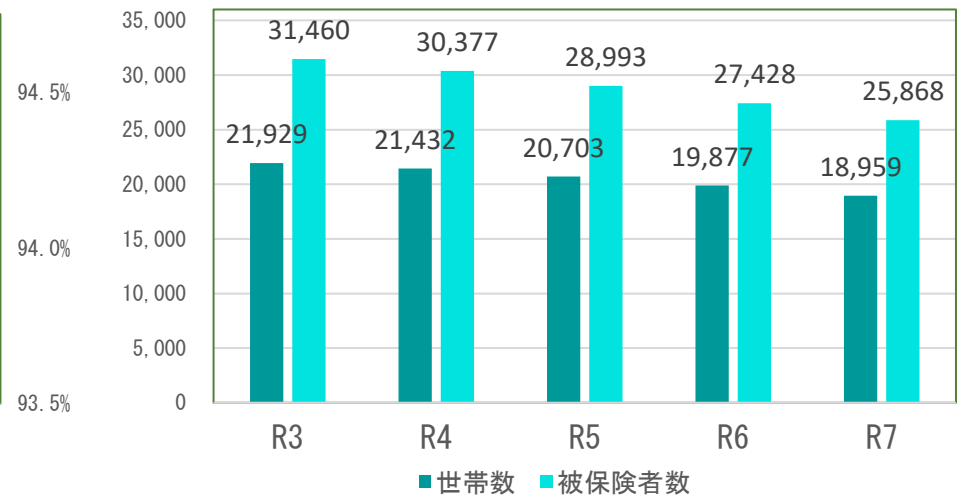
- 保険給付費は、被保険者の減少により総額は、減少傾向であるが、高齢化及び医療の高度化で一人当たりの金額は増加傾向
- 国民健康保険事業費納付金は、市町村の保険給付費等に要する費用を賄う負担金のため、保険給付費と同様、総額は減少傾向であるが、一人当たりの納付金は増加傾向

報告 第3号 令和7年度国民健康保険事業会計決算③

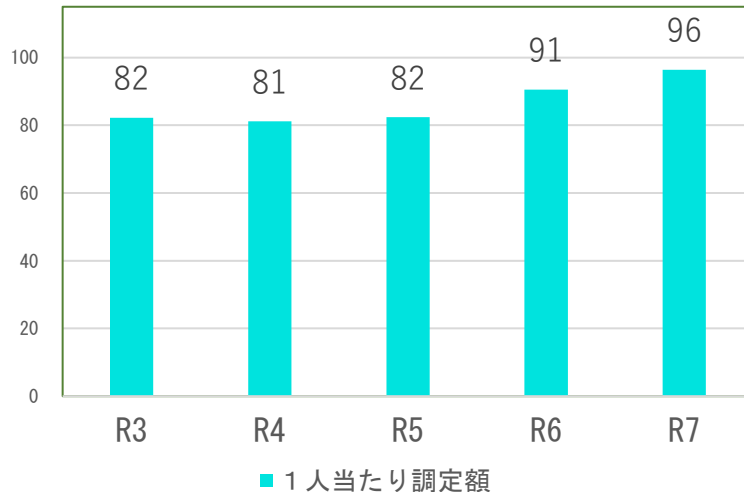
(千円) 国保税調定額・収納率の推移(現年度)



(人・世帯) 国保世帯数・被保険者数の推移(3-2ベース平均)



(千円) 1人当たり平均国保税の推移(現年度)



Point!

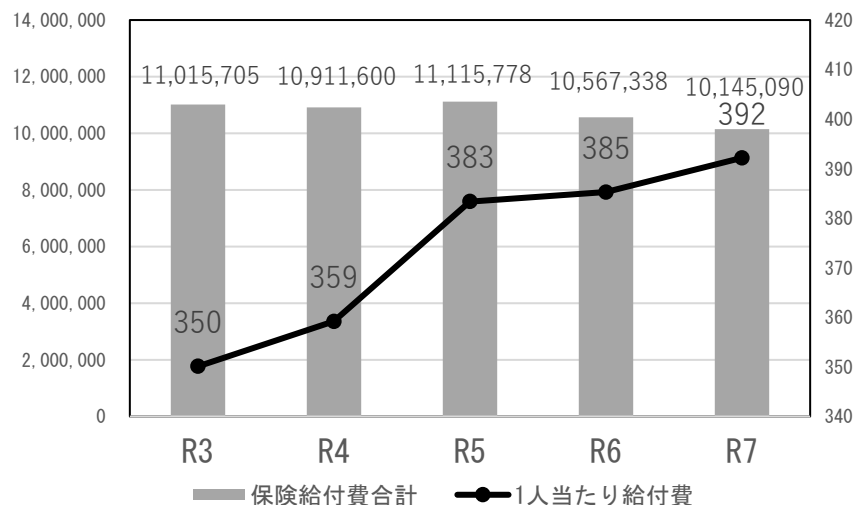


- 国保税調定額は、被保険者数の減少により減額していたが、令和6年度からの税率改正に伴い、増額している
- 一人当たりの国保税は、所得の伸びに伴い、増加傾向で推移している
- 令和7年度の収納率は、前年度に引き続き高水準を維持している

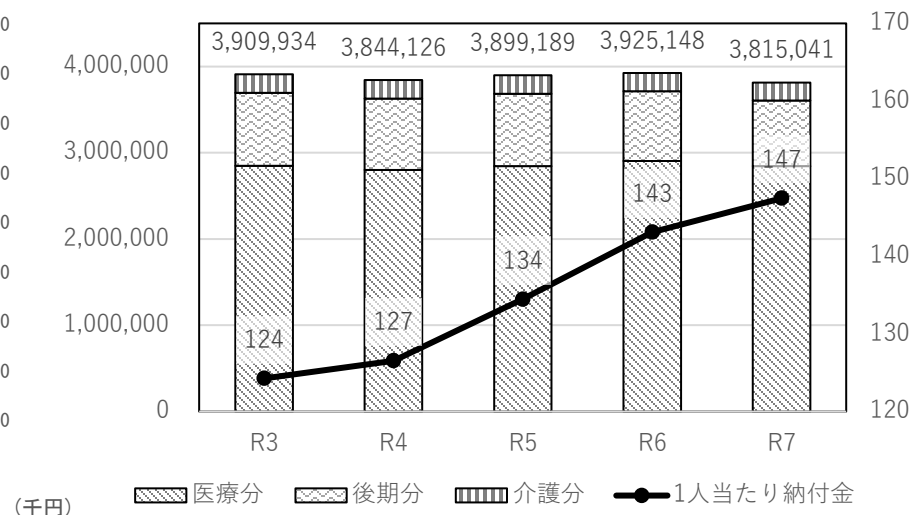
報告 第3号 令和7年度国民健康保険事業会計決算④

保険給付費の推移

(千円)

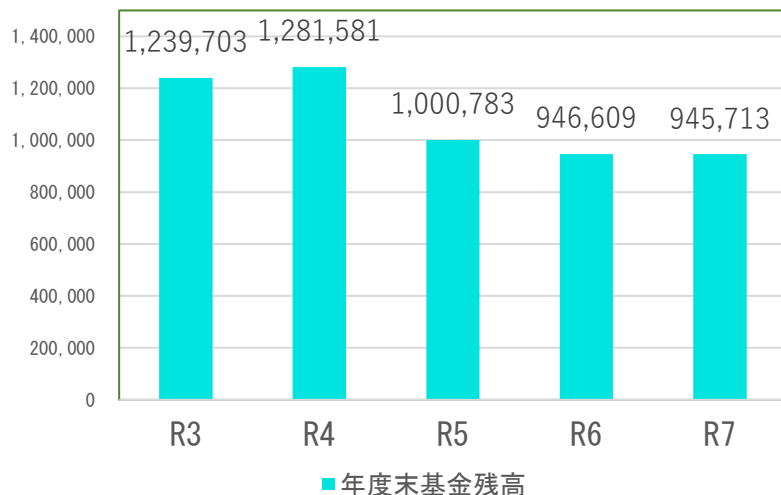


国保事業費納付金の推移



(千円)

年度末基金残高の推移



Point!

- 保険給付費および国保事業費納付金は、被保険者数が減少しているのに対して、1人当たりの医療費が医療の高度化などによって増加しているため、総額としては横ばいとなっている
- 令和9年度予定の保険税率の改正にあたっては、標準保険税率適用までの間、基金の活用を検討する

協議 第1号 国民健康保険 課税限度額の引き上げ ①

(1) 令和9年度課税限度額（改正案）

- ・ 課税限度額について、法定限度額との乖離を解消するため、令和9年度から医療分を67万円、合計113万円に引き上げを行う（令和8年度国基準と同額）

限度額	①医療分	②後期分	③介護分	④子ども分	合計
引上げ前	66万円	26万円	17万円	3万円	112万円
引上げ後	67万円	26万円	17万円	3万円※	113万円※
差額	+1万円	－	－	－ ※	+1万円※

※子ども分については、全道統一の保険税率を採用しており、令和9年1月に北海道から示される税率および限度額に改正するため、変わる可能性があります

協議 第1号 国民健康保険 課税限度額の引き上げ ②

(2) 医療分が限度額超過となる収入

夫（給与収入）、妻と子は収入なしの3人世帯の場合

※令和8年度の税率で試算

課税限度額	限度額超過となる収入	
引き上げ前 (66万円)	給与収入 (所得)	約874万円 (約679万円)
引き上げ後 (67万円)	給与収入 (所得)	約885万円 (約690万円)

すべての区分が限度額超過（保険税額113万円）となる収入の目安は、給与収入で約1,170万円、所得で約975万円

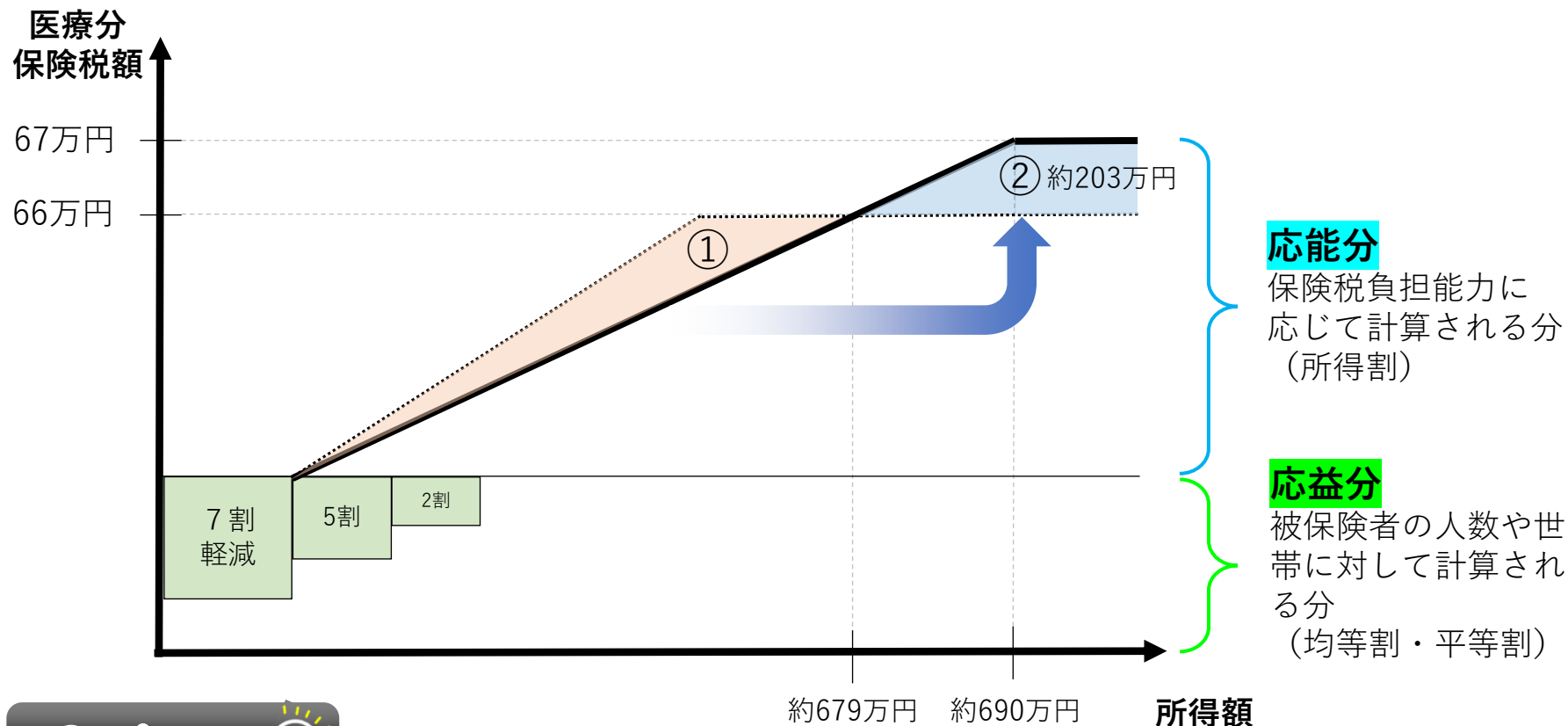
(3) 課税限度額引き上げに伴う影響

※令和8年度当初賦課時点で試算

区分	影響を受ける世帯数	調定増額見込
医療分	205世帯	約203万円

課税限度額引き上げにより、高所得者層の負担額が増加する

(4) 課税限度額改正のイメージ図 (医療分)



Point!



- 高額所得者の課税限度額を改正することで、②部分の保険税が増額することとなる
- 課税限度額を改正しない場合、①部分の増額が必要となるため、低中所得者層を含む広い所得階層から負担を求めることとなる

協議 第2号 国民健康保険 保険税率の見直し ①

令和12年度の全道統一保険税率（標準保険税率）に向けた経緯

1 国民健康保険の運営の都道府県化(平成30年度)

持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険法を改正

- 変更点** : 市町村単位の運営から都道府県（北海道）単位へ移行
市町村の役割 : 保険税徴収と北海道への納付金納付に変更
財源構造 : 保険給付費は北海道からの交付金で全額賄われることに

2 北海道において令和12年度の統一化の目標を設定(令和2年度)

北海道国民健康保険運営方針において、令和12年度に統一保険税率導入を目指すと明記

- ・道内どこに住んでいても、同じ所得・世帯構成であれば同じ保険税を目指す
- ・保険税率統一に向け、各種サービス基準やルールの統一化を進める方針とした

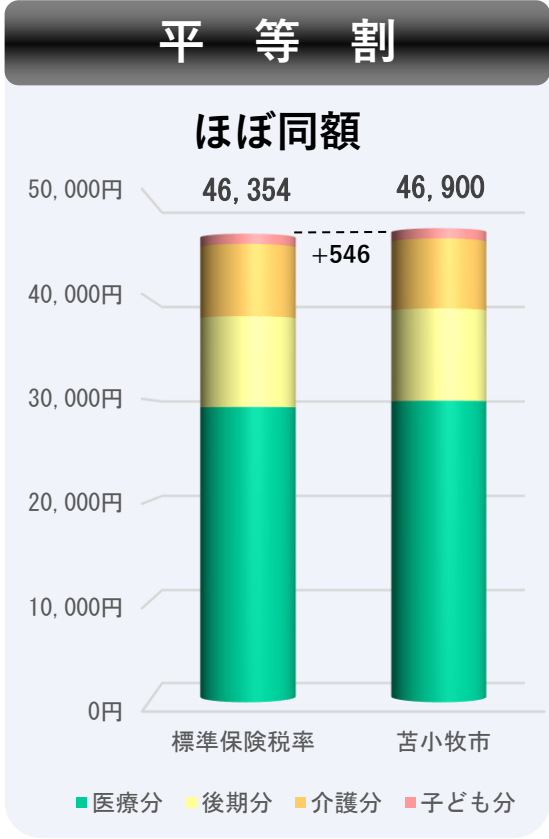
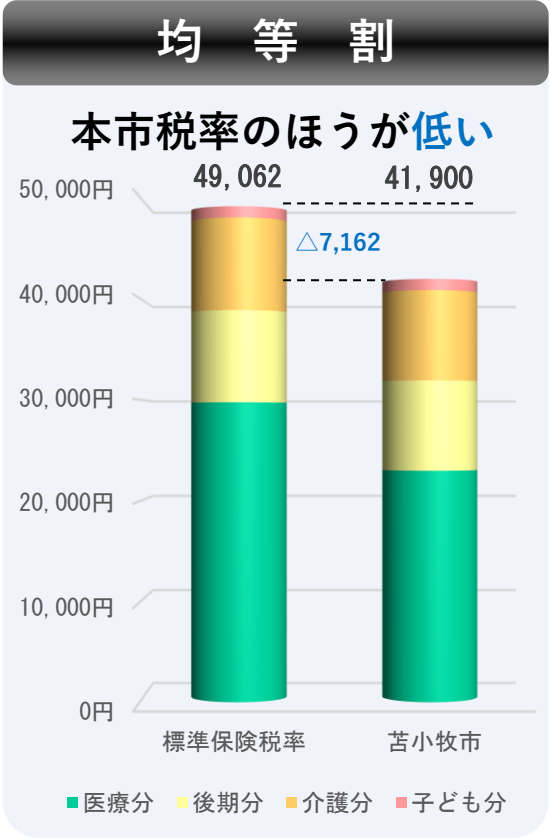
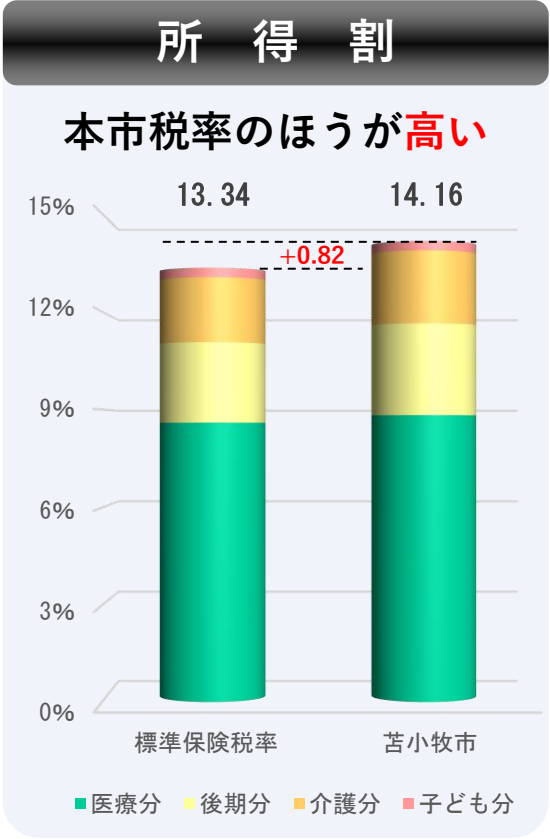
3 本市国保も標準保険税率に向けて段階的に税率を改正(令和6年度)

令和12年度の標準保険税率に向けて、令和6年度から段階的に税率を改正

- ・本市税率については、標準保険税率に近づける改正を行った。医療分の均等割については、令和6年度20,000円、令和7年度21,500円、令和8年度23,000円と激変緩和措置を講じ、段階的に引き上げる改正を行った。
- ・令和9年度に予定する税率改正で、医療分の均等割を標準保険税率へさらに近づける方針とした

協議 第2号 国民健康保険 保険税率の見直し ②

現時点で示されている標準保険税率と苫小牧市税率（令和8年度）との比較



	医療分			後期分			介護分			子ども分			合 計		
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
標準保険税率	8.60	29,743	29,281	2.46	9,092	8,951	1.99	9,127	7,122	0.29	1,100	1,000	13.34	49,062	46,354
苫小牧市	8.83	23,000	29,900	2.81	8,900	9,100	2.23	8,900	6,900	0.29	1,100	1,000	14.16	41,900	46,900
差額	+0.23	△6,743	+619	+0.35	△192	+149	+0.24	△227	△222	-	-	-	+0.82	△7,162	+546

協議 第2号 国民健康保険 保険税率の見直し ③

道内他市の保険税率（令和8年度） ※子ども分については北海道統一保険税率のため省略

市名	医療分			後期分			介護分		
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
標準 保険税率	8.60	29,743	29,281	2.46	9,092	8,951	1.99	9,127	7,122
札幌	8.61	20,550	32,540	2.56	6,330	10,010	2.33	6,020	7,550
旭川	8.29	29,120	28,360	2.42	8,790	8,560	2.20	8,850	6,740
函館	7.72	28,930	24,400	2.23	8,740	7,370	1.96	8,740	5,880
苫小牧	8.83	23,000	29,900	2.81	8,900	9,100	2.23	8,900	6,900
帯広	7.52	29,020	28,860	2.13	8,920	8,870	1.77	9,570	7,320
釧路	8.33	29,200	29,000	2.47	8,800	8,800	2.08	8,800	6,900
江別	8.03	26,900	26,500	2.21	7,400	7,300	1.78	6,900	4,700
北見	8.50	28,200	26,500	2.50	8,800	8,200	2.00	8,800	6,600

Point!



他市と比べて、所得割が高く、均等割が低い状況

協議 第2号 国民健康保険 保険税率の見直し ④

税率改正の基本的な考え方

1 基金を活用した保険税負担の軽減

- ・令和12年度に向け、納付金精算等に必要な基金を4億円程度確保する

→令和7年度末の基金残高は、約9億4,600万円となっており、4億円程度確保したうえで、差額を保険税率引き下げの財源として活用する

2 標準保険税率適用までの間の措置

- ・令和12年度からは、標準保険税率を適用することとなる
- ・それまでの間の措置として、以下のとおりとする

→標準保険税率と比較して、高い所得割・平等割は引き下げる。また、低い均等割は引き上げる予定だったが、据え置きとする

3 令和10年度以降は状況の変化を踏まえ、必要に応じ、税率改正を検討

- ・平均所得が変化していることや、保健事業の標準化によって納付金算定方法が変更になるなど、不確定な要素がある

→令和9年度の税率改正は、段階的に設定せず、令和10年度以降、状況に応じて対応

協議 第2号 国民健康保険 保険税率の見直し ⑤

保険税率の改正案

案① 所得割・平等割を令和12年度標準保険税率ベースに引き下げ

- ・所得割と平等割のうち、現時点で示されている令和12年度標準保険税率と比較し、高い値のみ標準保険税率に合わせるよう改正する案

案② 案①から医療分の所得割を0.6ポイント引き下げ

- ・負担軽減を図るため、案①の医療分の所得割をさらに0.6ポイント引き下げるよう改正する案

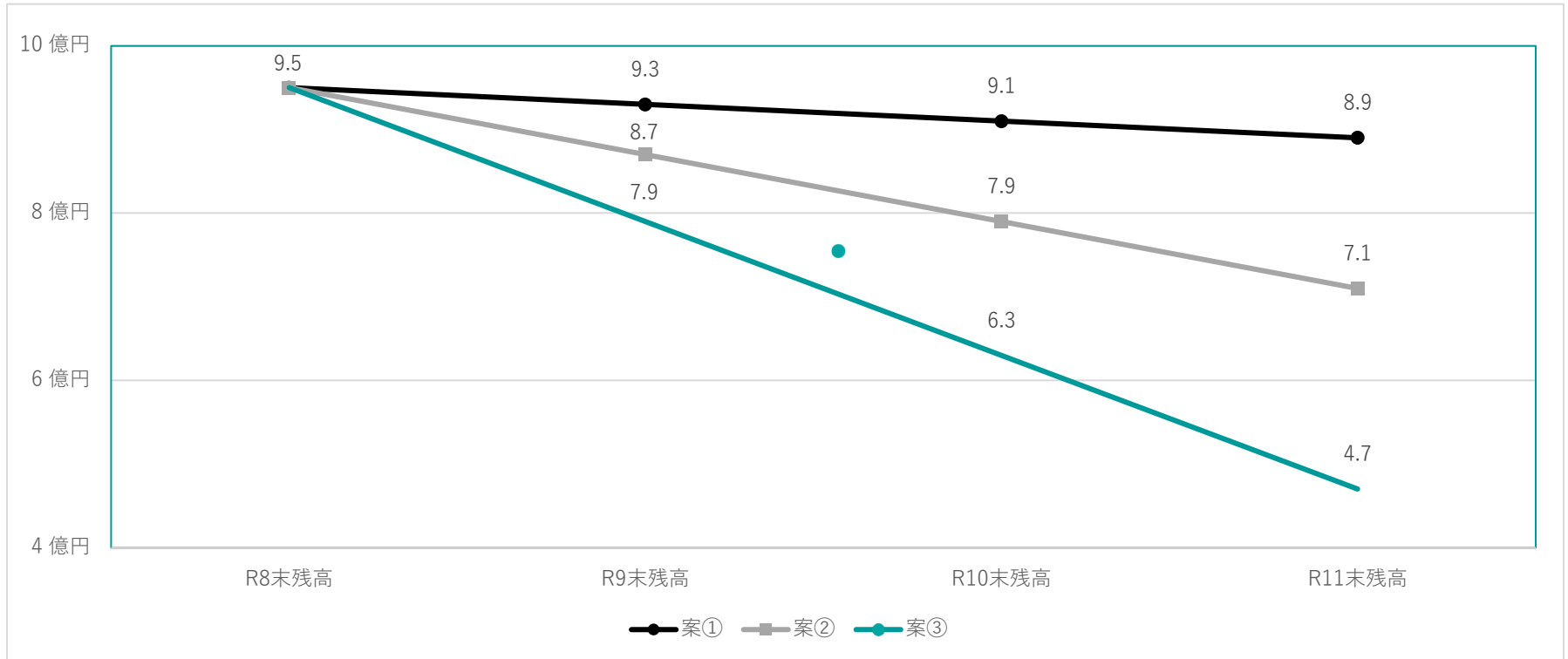
案③ 案①から医療分の所得割を1.4ポイント引き下げ

- ・さらなる負担軽減を図るため、案①の医療分の所得割をさらに1.4ポイント引き下げるよう改正する案

パターン	医療分			後期分			介護分		
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
現行	8.83	23,000	29,900	2.81	8,900	9,100	2.23	8,900	6,900
標準保険税率	8.60	29,743	29,281	2.46	9,092	8,951	1.99	9,127	7,122
案①	8.60	23,000	29,200	2.40	8,900	8,900	1.90	8,900	6,900
案②	8.00	23,000	29,200	2.40	8,900	8,900	1.90	8,900	6,900
案③	7.20	23,000	29,200	2.40	8,900	8,900	1.90	8,900	6,900

協議 第2号 国民健康保険 保険税率の見直し ⑥

保険税率改正による基金残高見込み（過去3か年の所得の伸びを考慮）



パターン	R 8 年度末	R 9 年度末	R10年度末	R11年度末
案①	9.5億円	9.3億円	9.1億円	8.9億円
案②	9.5億円	8.7億円	7.9億円	7.1億円
案③	9.5億円	7.9億円	6.3億円	4.7億円

協議 第2号 国民健康保険 保険税率の見直し ⑦

保険税率改正による影響額（年額）



単身 70 歳 所得 43 万円 以下	改正前 (R8)	改正後 () は前年度比		
		案①	案②	案③
	21,800円	21,500円 (▲300円)	21,500円 (▲300円)	21,500円 (▲300円)



夫婦 40 歳 子ども 10 歳 2人 夫 給与収入 300 万円 妻 収入無	改正前 (R8)	改正後 () は前年度比		
		案①	案②	案③
	380,600円	364,400円 (▲16,200円)	354,800円 (▲25,800円)	342,100円 (▲38,500円)



夫婦 70 歳 夫 年金収入 250 万円 妻 収入無	改正前 (R8)	改正後 () は前年度比		
		案①	案②	案③
	200,300円	193,400円 (▲6,900円)	187,600円 (▲12,700円)	179,900円 (▲20,400円)

事務局案

- 被保険者の負担が最も軽減される、**案③**を採用したい。

協議 第1・2号 今後の日程

日 程	内 容
令和8年8月5日	国保運営協議会へ市税条例の改正について諮問
8月上旬	諮問に対する答申
9月中旬	市議会定例会 概要説明
10月上旬	パブリックコメントの実施
令和9年2月上旬	市議会定例会 条例改正案提出 (令和9年度当初予算関連議案として提出)
4月	新税率および改正後限度額の適用開始

その他 データヘルス計画の中間評価について

第3期データヘルス計画については、令和6年度から令和11年度までの計画期間となっており、中間時点となる**令和8年度**に計画の進捗を確認するとともに中間評価を行うこととなっております。

つきましては、**11月頃**に運営協議会を開催し、内容に関するご意見を頂戴する予定です。

